

育児のために仕事を休んだ場合、 どうなるの？



育児休業を取得して、報酬の全部又は一部がもらえなくなったときは、共済組合へ「育児休業手当金」を請求することができます。

なお、共済掛金は免除されますので、従来どおり組合員証（保険証）を利用できます。

1. もらえる期間は？

育児休業手当金が支給されるのは、原則**子どもが1歳になるまで**です。なお、子どもが1歳になる前に職場復帰する場合は、**復帰の前日までが支給対象期間**となります。

(※) ただし、子どもが保育所に入所できない等総務省令に該当する場合には1歳6ヵ月（あるいは2歳）になるまでが支給されます。

また、父母がともに育児休業を取得する場合には、1歳2ヵ月になるまでのうち1年間について支給されます。

2. 支給金額はどのくらい？

180日目まで 1日につき標準報酬日額 × 67/100

181日目から 1日につき標準報酬日額 × 50/100 です。



傷病手当金とは？

公務によらない病気又はケガのため引き続き勤務に服することができない場合には、報酬の全部又は一部が支給されない場合があるため、組合員の生計維持を保障するため、その勤務に服することができなくなった日から起算して4日目から傷病手当金が支給されます。

あるため、組合員の生計維持を保障するため、その勤務に服することができなくなった日から起算して4日目から傷病手当金が支給されます。

支給期間

- ・病気、ケガの場合は同一傷病につき1年6月間
- ・結核性の病気については3年間

支給額

支給が始まる日の属する月以前の直近の継続した1年間の標準報酬月額の内平均額（組合員期間が12月未満の場合は各月の標準報酬月額の内平均額又は全組合員の平均の標準報酬月額の内いずれか低い方）の22分の1相当額（標準報酬日額）の3分の2に相当する額

具体例

令和元年7月から支給が始まるケース（報酬との調整が行われない場合）

$$\frac{220,000\text{円}}{\text{直近1年間の標準報酬月額の内平均額}} \times \frac{1}{22} = 10,000\text{円} \quad (\text{標準報酬日額})$$

$$10,000\text{円} \times \frac{2}{3} = 6,667\text{円} (\text{円未満四捨五入})$$

土曜日、日曜日が週休日の場合、令和元年7月の要勤務日数は23日あるので

$$6,667\text{円} \times 23\text{日} = 153,341\text{円}$$

よって、153,341円が傷病手当金として、共済組合への請求後に支払われることとなります。

注意事項

報酬が一部支給されている場合又は老齢年金や障害年金を受給している場合は、報酬や年金との調整が行われます。（年金が遡及して決定となった場合、傷病手当金も遡及して調整が行われます。）

詳細については、共済組合又は所属所共済事務担当課へお問い合わせください。